

～農林水産業活性化緊急支援事業費補助金Q & A～

○対象者

① 農林漁業者であれば誰でも対象になるか。

対象者は、町内で農林漁業を営む個人または法人であり、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 町内漁業協同組合及びそれに属する正組合員
- (2) 香川県知事又は土庄町長に認定された認定農業者及び認定新規就農者、多様な農業人材
- (3) 自己又は他人の保有する森林において、造林、育成及び生産等の林業生産活動を行っている林業経営体
- (4) 町内で日本型直接支払制度などの取組により地元の農地を守っている組織及びそれに類する組織

②物価高騰等により影響を受けた農林漁業者が対象か。

既に物価高騰等の影響を受けている、又は今後影響が見込まれる農林漁業者が影響を乗り越えるための様々な取組が支援対象ですが、物価高騰等による先行きの不安により、設備投資や事業拡大を控えている事業者を対象とします。

③ 共同申請は可能か。

共同で申請することは可能ですが、代表者を選定し、代表者が一括して申請してください。同一事業者からの申請は 1 件までとしており、単独申請と共同申請参画との併願や、複数の共同申請への参画はできません。万が一、複数申請が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数申請が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

ただし、「町内で農業生産活動等の取組により地元の農地を守っている組織及びそれに類する組織」が申請する際は、本補助金の申請をする認定農業者や認定新規就農者が組織のメンバーであっても、申請することは可能です。

④ 共同申請した場合でも補助上限は変わらないか。

共同での申請であっても1件の申請と見なすため、補助上限額は変わりません。

⑤ 交付要綱第2条にある「町内で日本型直接支払制度等の取組により地元の農地を守っている組織及びそれに類する組織」とはどのようなものを指すのか。

中山間直接支払交付金事業等の取組を行っている組織。また、中山間直接支払交付金事業等を現在は行っていないが、会として規約を有し、会の活動として農作物の生産や農地の保全活動を行っている組織。

中山間直接支払交付金事業等を行っていない場合は、活動風景の写真や組織が活動

している農地が分かるものの提出をしていただきます。

○対象となる取組

① 対象経費に係る消費税の金額の扱いは。

補助事業に係る課税仕入れに伴い、還付金が発生することとなるため、還付金と補助金交付が二重とならないように、原則として予め補助対象経費から消費税額は減額しておくこととしています。

② 対象となる取組の例は。

【例】

- ・省力化、省人化がはかれる機械化の導入（スマート農業関連機械、漁船の自動操舵・自動船舶認識装置、船舶から荷を揚げる装置、畜産における分娩監視システム、自動給餌機など）
- ・農家や漁師などが共同で使用する機械
- ・新商品の開発費用（試作に係る経費、成分分析に係る経費など）
- ・販路拡大に向けた事業者又は事業者の商品のPRに要するパンフレットなど
- ・ネットでの販売、移動販売の導入、無人販売（野菜自動販売機等）の導入など
- ・作業場や倉庫において、作業人員間の距離を広げるため、別用途に供されていたスペースを統合するなど、より広い作業空間を確保する場合や、導線等のレイアウトを変更する場合
- ・拠点の整備費用（作業効率を上げるための拠点の整備）
- ・事業の拡張に伴うもの（荒廃農地の整備、ハウスの強靱化、家畜頭数の増に伴う小屋の整備など）

【対象とならない例】

- ・汎用性のある物品・機械の購入（自動車【移動販売車等を除く】、パソコン、プリンター【オンラインショップの開設等で必要な場合を除く】など）
- ・消耗品的なもの（肥料、燃料、機械の部品など）
- ・通常行っている農林水産業に直接的に関係のない物品・機械の購入（主として使用する漁船以外の船の装備など）
- ・本補助金等による事業拡大に伴う人件費（アルバイト代、派遣労働者の派遣料）
- ・販売商品の製造費（試作品の製造は対象）

③ 土地の購入費は対象となるか。

対象外です。

④ 機械装置などを導入する際、相見積もりは必要となるか。

必要ありません。経費削減をはかるため相見積もりを取ることは推奨します。

⑤ ローンを組んだり、金融機関の融資を受けて購入する場合は対象となるか。

資金の調達方法は問いません。農林漁業者が事業費の全額を支払った領収書等の証明書類があり、農林漁業者が所有しているのであれば、補助金の交付を受けることができます。

⑥ 研修費用・販売促進等の営業のための旅費は対象になるか。

対象外とします。

⑦ 既に購入している機械を補助金で買い替えることはできるか。

同様の機械を既に所有している場合は購入、導入年月を申請書に記載してください。(耐用年数を過ぎているか判断する基準とします。必要に応じて現場確認します)

老朽化等により単純に同型の機種を買い替える場合も補助の対象としますが、審査段階での優先順位は低くなります。また、導入する機械等が既存のものより機能が追加され省力化、省人化がはかれる場合はその旨を申請書に記載してください。

⑧ 中古品の購入について、対象になるか。

購入品の故障や不具合等が考えられますので、原則対象外とします。しかし、購入したいものが既に製造中止等により、新品を購入できない場合は認めることとします。(その場合は製造中止が分かる書類等が必要です)

また、既存施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、中古品の利用について新品の資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で、適正な耐用年数を有すると認められる場合には、補助対象とする。

⑨ 新しい機械等を購入する場合に古い機械を下取りに出した又は売却した場合、どのように取り扱えばよいか。

下取りを行った場合は値引きに相当するものとして、事業費から減額した上で補助金を申請してください。また、新たな機械を取得する代わりに中古機械として売却した場合も同様に値引きとして事業費から減額する必要があります。

⑩ リースは対象となるか。

リースは対象としません。

⑪ 国、県で同様の補助金があったが、併用できるか。

他の補助金を活用して行った取組は、対象外です。

○申請

① 採択通知を受けた後、補助対象経費の内容を変更することはできるか。

申請書を審査し、採択されたものであることから、原則、金額の増額は認めません。取組内容の変更は軽微な変更（経費の減、機械の馬力や型番等の変更など）に限られます。内容によっては変更申請を提出していただく場合があります。

② 今回の事業は申請すれば必ず補助を受けられるか。

予算の範囲であっても、申請内容が本補助金の目的から外れていると判断した場合などは必ず補助が受けられるとは限りません。

○採択審査

① 審査はどのように行われるのか。

審査会を開き、委員が申請 1 案件ごとに審査し、総合的な判断に基づき採択の可否が決定されます。

可否を判定する上での優先順位は次のとおりです。

- I. 新たな事業への取組（事業規模の拡大・新商品の開発・販路拡大にむけたPR）
- II. 省力化、省人化にむけた新たな機械の導入、作業効率を上げる施設整備
- III. 共同利用する機械の導入
- IV. 既存施設の改良、既存の機械の改良・入れ替え（機能追加あり）
- V. 既存の機械の入れ替え（機能追加無し）

② 申請後、どのような流れになるのか。

「採択および交付決定」、「不採択」の決定通知は、事務局による審査を経て、直接、申請者に通知が郵送されます。

③ 採択された場合、どんな流れになるのか。

採択された場合、申請者は、交付決定通知書を受領したのち、申請書に沿った取組を実施します。期限までに取組を完了し、「実績報告書」を提出する必要があります。

④ 事業を実施できるのは、いつからか。

交付決定後以降に取組の実施が可能となります。

⑤ 交付決定通知書に記載された補助金の交付決定額がそのまま補助されるのか。

補助金の交付決定額がそのまま補助されるわけではありません。最終的な補助金の額は、実際に行った取組に要した経費に基づき、交付決定通知書に記載された交付決定額を超えない範囲で確定し、交付されます。なお、申請者自らの判断で、申請書に記載のない物品等を購入した場合は補助対象になりませんのでご注意ください。

⑥ 補助金はいつ入金されるのか。

補助金は、申請者が事業を完了し、実績報告書を提出していただいた後、お支払いすることになります。具体的には、実績報告書を提出していただいた上で、提出されたものから、順次、書類等の確認を行い、申請者の指定する口座へお支払いします。

(書類等に不備があった場合は、不備内容をお伝えし、改めて書類を提出していただき、確認を行う時間が必要になります)。